

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

第1章 選挙管理委員会

(趣旨)

第1条 本規則は定款20条に定める代議員会議長及び副議長の選任、第27条に定める理事及び監事の選任、第41条に定める裁定委員の選任及び日本医師会代議員選任に関する事項を規定するものである。

(役員定数)

第2条 理事、監事の選任については、高知中央地区、高知西地区、高知東地区、大学医師会にそれぞれ定数を割り当てる。

2 前項の各地区とは、次の医師会が所在する地区をいう。

(1) 高知中央地区は、高知市医師会。

(2) 高知西地区は、吾川郡医師会、高岡郡医師会、幡多医師会

(3) 高知東地区は、安芸郡医師会、香美郡医師会、土佐長岡郡医師会

(4) 大学医師会は、高知大学医師会。

3 理事24名は高知中央地区13名、高知西地区5名、高知東地区5名、大学医師会1名とする。

4 副会長及び監事3名は高知中央地区1名、高知西地区1名、高知東地区1名とする。

5 各地区、大学医師会（以下、各団体）は、割り当てられた定数の候補者を推薦することが出来る。

(設置)

第3条 本会に選挙管理委員会を置く

2 選挙管理委員会は第1条に定める選挙に関する事務を管理する。

3 選挙管理委員会は、前項の選挙が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう啓発に努めなければならない。

(選挙管理委員)

第4条 選挙管理委員は第2条に定める地区ごとに、本会員の中から選出する。

2 委員9名の地区ごとの定数は、高知中央地区4名、高知西地区2名、高知東地区2名、大学医師会1名とする。

3 前項の委員が欠けたときは、その地区はなるべくすみやかに後任を選出するものとする。

(任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とし役員の任期と同じとする。ただし前項2項の委員の任期は前任者の任期とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

(兼職の禁止及び立候補等の制限)

第6条 選挙管理委員は、本会の役員、代議員、裁定委員を兼ねることが出来ない。

2 選挙管理委員は本会の役員、代議員、裁定委員の候補者になることが出来ない。

(委員長及び副委員長)

第7条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員が互選する。

2 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(運営)

第8条 選挙管理委員会は委員長が召集し、その議長となる。

2 選挙管理委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議する事ができない。

3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(事務)

第9条 選挙管理委員会の事務は本会事務局においておこなう。

(選挙管理委員会への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は選挙管理委員会が定める。

第2章 役員を選任

(役員選任の細則)

第11条 定款第27条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

(選任に関する必要事項の通知)

第12条 会長は、役員を選任に当たっては、予め、選任に関する必要事項についてその要旨を郡市大学医師会に通知しなければならない。

(役員候補者)

第13条 役員候補者とは、会長、副会長、常任理事、理事及び監事候補者をいう（以下、「役員候補者」という）。

(役員候補者の選出)

第14条 役員候補者は、役員改選年の4月に開催される臨時代議員会において選出する

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

(以下、「予備選挙」という)。

- 2 前項の役員候補者で、常任理事候補者については、選挙によらず、予備選挙で選出された理事候補者の中から、予備選挙で選出された会長候補者が指名するものとする。

(予備選挙の公示)

第15条 予備選挙の実施について、第14条に規定する臨時代議員会開催期日の15日前までに、本会館に告示するとともに、高知県医師会報に掲載し公示しなければならない。

(立候補の届出)

第16条 役員候補者となろうとする者は以下の者とする。

- (1) 個人で立候補の届け出をした者。
- (2) 各団体より推薦を受け、届け出をされた者。
 - 2 役員候補者になろうとする者は、選出期日の10日前までに文書でその旨を選挙管理委員会に届けなければならない。
- 3 前項の届け出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(推薦の届出)

第17条 会員が他の会員を役員候補者として推薦しようとするときは、前条の日時までに被推薦者の承諾書を添え、文書をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。

(立候補届出書の様式)

第18条 立候補届出書及び推薦届出書の様式は、別紙で定める。

(立候補辞退及び推薦取り下げ)

第19条 第16条及び第17条によって届出た者は、当該選出の決議が行われるまでに、文書で選挙管理委員会に届出て、被選挙人たることを辞退することができる。

- 2 推薦届出者は、前項の例により、候補者の承諾を得て、その推薦届出を取り下げることができる。

(被選挙人名簿)

第20条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を作成し、選出当日、これを代議員に配布しなければならない。

(被選挙人の氏名掲示)

第21条 選挙管理委員会は、選出の当日、投票所内に、被選挙人の氏名を掲示しなければならない。

- 2 前項の被選挙人の氏名の掲示の順序は、被選挙人一覧表の記載の順序による。
- 3 第16条の規定による立候補の辞退、推薦の取り下げがあった場合においては、氏名掲示の中から

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

当該被選挙人の氏名を抹消する。

(投開票立会人)

第22条 選挙管理委員長は選挙管理委員の中から、投開票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。

(開票管理人)

第23条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から、開票管理人3名を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。

(投票用紙)

第24条 投票の方法は、選出すべき役職の員数に応じ、単記投票または連記投票によるものとし、被選挙人氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名とする。

(役員候補者選出の方法)

第25条 役員候補者の選出は投票によって行う。ただし、被選挙人の数とその員数を超えないときは、投票によらないでその当選者と決定する。

(無効投票)

第26条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者の何びとに投票したかを確認しがたもの
- (3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの

(投票の効力)

第27条 投票の効力は、選挙立会人に意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第28条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、まず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を選挙管理委員会委員長に報告しなければならない。

(選出当日の補欠の選出)

第29条 被選挙人が定数に達しないときは、代議員会の決議によって、当該選出の当日においても、補

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

欠の選出を行うことができる。この場合においては第15条、第16条、第20条、第21条の規定は、適用しない。

(得票数が同じであるときの当選人)

第30条 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙管理委員長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第31条 当選人が決定したときは、選挙管理委員長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選出における各被選挙人得票数その他必要事項を、代議員会に報告しなければならない。

(異議の申し出)

第32条 選出の効力に関し、異議があるときは、選挙人または被選挙人は、ただちに、選挙管理委員長に対し、異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てがあったときは、選挙管理委員長が選挙管理委員会に諮って決定する。

(役員を選任)

第33条 役員を選任は、予備選挙において選出された役員候補者を役員改選年の6月に開催される定例代議員会に議案として提出する。

2 定款第27条第2項の規定に基づく役員候補者の選任は、前項の規定にかかわらず、定款施行細則第10条第3項の規定により、直近の定例代議員会又は臨時代議員会に議題として提出することができる。

3 前項の場合における役員候補者は、定款施行細則第9条の趣旨を踏まえ、選挙によらず、退任又は解任された役員が所属していた郡市又は大学医師会の会員に係る各地区又は大学医師会の推薦に基づいて選出するものとする。

3章 議長及び副議長選定

(仮議長)

第34条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第35条 代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の用紙による単記無記名投票とする。

2 前項の場合においては第26条の規定を準用する。

3 第1項の規定に関わらず、被選挙人の数が各1名を越えないときは他の方法によることができる。

第4章 裁定委員の選任

第36条 定款第41条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員を選任に関する規定を準用する。

一般社団法人高知県医師会役員等選出規則

第5章 日本医師会代議員及び同予備代議員の選出

(日本医師会代議員及び予備代議員への立候補)

第37条 日本医師会代議員及び予備代議員になろうとする者は、日本医師会代議員及び予備代議員の選出期日の7日前に高知県医師会長に届けなければならない。

2 会員が他の会員を日本医師会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦使用とするときは、前項と同様、その旨を届けなければならない。

(日本医師会代議員及び予備代議員の選出)

第38条 定款第14条、第15条、第16条、第18条、に従い日本医師会から委託をうけて行う日本医師会代議員及び同予備代議員の選出は本規則に定めのあるもののほかは、本会役員を選任に関する規定を準用する。

第6章 選挙運動

第39条 候補者及びその他の会員は、選挙に関し、他人の名誉を傷つけあるいは会員としての品位を損なうような運動をし、または会員以外の者にこれをさせてはならない。

附則

- 1 本規則は、平成25年4月1日から施工する。
- 2 社団法人高知県医師会役員等選挙規程（平成22年1月10日）は廃止する。
- 3 本規則は、平成25年6月29日から施工する。

(平成25年6月29日 一部改正)

本規則は、平成25年6月29日から施工する。

(平成27年6月20日 一部改正)

本規則は、平成27年6月20日から施工する。

(令和3年6月19日 一部改正)

本規則は、令和3年6月19日から施工する。